

# 岐阜県公報

号外(二) 令和二年十二月二十二日

## 目次

### 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行

に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同)

一

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

二

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

## 規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十七号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関の長の項第三号(四)及び警察署長の項第三号(四)を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改

正する。

別表第一一の項第三号(四)を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十九号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十二条の九」を「第百四十二条の八」に改める。

第三十六条第一項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第百四十二条の八を削り、第百四十二条の九を第百四十二条の八とする。

第三号様式中「延滞賠償の額」の中の部に延滞特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」及び「延滞賠償割合」を「延滞特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号様式の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四十号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二二十四の項副知事専決事項の欄第一号中「一千万円」を「千万円」に、「不用決定」を「不用の決定」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第八十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「百万円以上」の下に「千万円未満」を加え、「一千万円以上」を「千万円以上五千万円未満」に改め、「(副知事専決事項とされているものを除く)」を削り、「不用決定」を「不用の決定」に改め、同欄第四号中「第二百三条の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第八十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「管理換え」を「管理換え等」に改め、同欄第五号中「第九十八条第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「一千万円」を「千万円」に、「不用決定」を「不用の決定」に改め、同欄第十号を削る。

附 則

この訓令は、令和二年十二月二十二日から施行する。

令和二年十二月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社